

岐阜県住民基本台帳施行条例の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、住民の利便性向上と行政の効率化を目的に、市町村が整備、管理している住民基本台帳情報のうち、本人確認情報（氏名、住所、生年月日、住民票コード、個人番号※及びこれらの変更情報）をネットワーク化したもので、全国共通の本人確認を行うことができるシステムです。

都道府県が住基ネットの本人確認情報を利用できるのは、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に定められた事務及び条例で定めた事務に限られています。岐阜県では、住基法に基づく 31 事務及び本条例に基づく 17 事務において、本人確認情報を利用しています。

今回、更なる県民の利便性向上と行政の効率化を図るため、本条例に新たに住基ネットの本人確認情報を利用することができる事務を追加しようとするものです。

※個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項又は第 2 項に基づく場合に限り利用可能

2 改正内容

下表の事務を住基ネットの本人確認情報を利用できる事務に追加します。

○知事が行う事務

事務の名称	事務の内容	追加の効果
岐阜県多胎児出生時支援金の支給に関する事務	支援金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	県民の利便性向上（住民票添付の省略）

3 条例改正の実施時期

令和 7 年 7 月 15 日施行予定（令和 7 年第 3 回県議会定例会へ上程予定）